

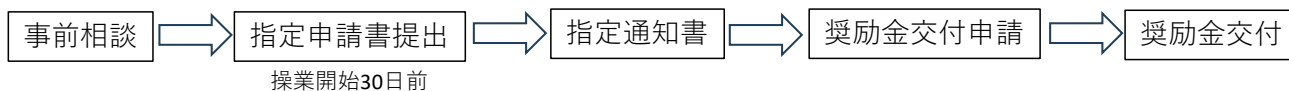
No.	奨励金名	対象事業	条件	奨励金交付額		交付基準	
				奨励金額	限度額及び対象期間		
1	企業立地促進奨励金	企業立地促進奨励金の指定事業者が企業の立地及び増強(移転を含む。)をしたとき。	投下固定資産総額が1億円(中小企業者3千万円)以上	固定資産税の収納額に相当する額	限度額：5億円 ※先端成長産業分野に該当する場合は限度額10億円に引き上げ 対象期間：5年	交付する総額は各年度1億円が上限。交付基準に基づき算出された額のうち1億円を超える部分については、次年度の算出額に合算。	
		企業立地促進奨励金の指定事業者が企業の立地を行い、併せて本社の機能を本市に移したとき。		固定資産税の収納額に法人市民税の収納額を加えた額	限度額：5億円 ※先端成長産業分野に該当する場合は限度額10億円に引き上げ 対象期間：5年		
	2	用地取得奨励金		企業立地促進奨励金の指定事業者が、用地を取得し、企業の立地をしたとき。	土地の評価額の100分の10以内の額		限度額：3億円 対象期間：1申請1回限り
	3	雇用促進奨励金		企業立地促進奨励金の指定事業者が企業の立地に伴い新規雇用従業員を5人(中小企業者：2人)以上かつ引き続き1年以上雇用したとき。	新規雇用従業員1人につき50万円以内の額		限度額：5千万円 対象期間：1申請1回限り
4	工業用水利用促進奨励金	企業立地促進奨励金の指定事業者が企業立地に伴い、契約基本水量が日量100立方メートル以上の契約を締結し、工業用水を利用したとき。	工業用水使用量の年額2分の1に相当する額	限度額：3,000万円 対象期間：3年			

※先端成長産業分野とは次の分野をいいます。

半導体・デジタル分野	半導体製造、デジタル技術を活かした製造等
蓄電池関連分野	蓄電池製造業等
先端素材関連分野	新素材の製造、航空・宇宙関連機器の製造等
データセンター	情報通信機器等を集積し、保管運用する事業

No.	奨励金名	対象事業	条件	奨励金交付額	
				奨励金額	限度額及び交付期間
5	設備投資促進奨励金	設備投資促進奨励金の指定事業者が、設備投資を行ったとき。	中小企業者であって、投下固定資産総額が2千万円以上	固定資産税の収納額に相当する額	限度額：1千万円 交付期間：3年
6	事業継続強化事業費奨励金	事業継続強化事業費奨励金の指定事業者が、自ら定めた事業継続計画(BCP)等に基づき設備投資を行ったとき。	事業継続計画(BCP)等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円(中小企業者は2千万円)以上	事業継続のために要した設備投資費用(浸水対策、液状化対策、耐震補強)の100分の10に相当する額	限度額：2千万円 交付期間：1企業1回限り
7	脱炭素化取組促進奨励金	脱炭素化取組促進奨励金の指定事業者が、設備投資を行ったとき。	事業に供する設備の導入によって、一定以上のCO2排出量が削減される以下の①又は②のいずれかに該当する取組に該当かつ投下固定資産総額が2千万円以上 ①カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の認定を受けた取組 ②導入する設備のCO2排出量が既存設備と比べ10%以上削減される取組	固定資産税の収納額に相当する額	限度額：2千万円 交付期間：3年

奨励金申請手続きの流れ



事業実施前(作業前)の申請が必要となりますので、事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

西条市
産業経済部 産業振興課 企業立地係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
TEL:0897-52-1407